平成２５年（フ）第２３７６号
愛知県海部郡大治町大字三本木字村部20番地モンテビリオンＢ201号、従前の住所愛知県春日井市二子町２丁目１番地４　ロアール二子町401号
債務者　呉羽　大輔
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１９号
北九州市八幡西区大平２丁目８番24号
債務者　中村　陽子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０３号
山口県下松市瑞穂町２丁目12番17号、前住所山口県下松市大字末武上2020番地１ファミールケイＦ203号
債務者　橋本　浩子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１３７号
山口県防府市自力町４番５号、前住所山口県防府市自力町５番20号
債務者　中山　芳秋
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
山口市平井309番地２　３―203号
債務者　中村　靖彦
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
山口市三和町３番12―Ａ106号
債務者　塚本　房江
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
山口県防府市古祖原21番４―202号　市住61棟1123号、前住所山口県防府市開出15番２号河内アパートＢ棟カ号
債務者　岡村　美樹
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
山口市黒川710番地　井本アパート201、前住所山口市小郡下郷1627番地12　Ｓテイト新山口803
債務者　弘中　千鶴
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
山口市吉敷下東３丁目３番15―704号　プロジェクトビル
債務者　泉本　武子
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８３号
愛知県豊橋市東雲町151番地
破産者　アオイアーキテクツ株式会社
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４５号
大阪市天王寺区上汐３丁目２番23号　ウィンササベビル601号
破産者　株式会社Ｉｚｕｍｉ
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２０号
大阪市西成区千本南１丁目４番17号
破産者　ニユース産業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０００号
大阪市平野区加美西２丁目５番17号
破産者　株式会社ユアーズ
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３２号
大阪府茨木市双葉町15番地の５双葉町六番館
破産者　有限会社国立
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９３号
大阪府守口市寺方本通３丁目１番21号
破産者　川﨑通信工業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１４号
大阪市中央区道修町２丁目２番５号
破産者　株式会社ＴＨＧ
１　決定年月日　平成26年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
北海道小樽市信香町６番１号
破産者　有限会社箕原商店
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２０６号
茨城県古河市東山田2944番地470
破産者　有限会社ダイイチクリーン
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９２号
岐阜県多治見市大針町657番地の21、開始決定時の住所岐阜県多治見市旭ケ丘５丁目２番地の17
破産者　加藤　英哉
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部